

平成 25 年兵庫県立大学大学院応用情報学研究科規程第 5 号

応用情報科学研究科候補者選考準備委員会規程

(趣旨)

第 1 条 応用情報科学研究科候補者選考規程(平成 25 年兵庫県立大学大学院 応用情報科学研究科規程第 3 号) 第 2 条の規定により、応用情報研究科長(以下「研究科長」という。)が候補者選考委員会の設置の申出を理事長に行うにあたって、応用情報科学研究科候補者選考準備委員会(以下「準備委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 準備委員会は、候補者の選考準備に関する事項を審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科長が当該人事案件に係るコースより指名した委員 2 名
- (3) 研究科長が前号に掲げるコース以外のコースより指名した委員 コースごとに各 1 名

(任期)

第 4 条 前条に規定する委員の任期は、候補者選考委員会が設置されるまでとする。

(委員長)

第 5 条 準備委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 準備委員会は、委員長が招集する。

- 2 準備委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めた場合は、準備委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、準備委員会の運営に関して必要な事項は、準備委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 26 日一部改正)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。